

(商標法施行規則の一部改正)

第四條 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。
第九條の三中第六号を第十一号とし、同項第三号から第五号までを五号(つ)繰り下げ、同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
第九條の三第三号の次に次の四号を加える。

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法(平成十八年法律第百八号)第百八十五條第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八條第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二關スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

第九條の三に次の一項を加える。

2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者(同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。
第二十二條第一項中、「様式第三十四」を、「から様式第三十四まで」に改め、同條第四項中、「第二項」を、「第三項から第六項まで」に改める。

(特許登録令施行規則の一部改正)

第五條 特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項中、「移転および」を、「移転」に改め、「制限」の下に、「及び信託による特許権についての変更」を加え、同條第六項及び第七項中、「および」を、「及び」に改める。
第九條第三項中、「および」を、「及び」に改め、「変更」の下に、「又は更正」を加える。
第十條に次の一項を加える。

6 信託の登録を申請するときは、申請書は、様式第十一の二により作成しなければならない。
第五十二條第三項中、「または」を、「又は」に、「および」を、「及び」に、「ならびに」を、「並びに」に改め、同條第五項中、「及び特許信託原簿」を削り、同條第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 特許信託原簿の事項欄に登録をするときは、申請書の受付の年月日、受付番号、受託者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに登録の目的その他申請書に掲げた事項のうち登録をすべき権利に関する事項を記載しなければならない。
第六十一條中、「特許登録令第五十七條、第六十一條、第六十二條又は第六十八條第一項の規定による申請により登録をしたときは」を、「受託者だけで申請を行ったときは」に、「登録権利者」を受託者」に改める。

様式第十一の次に次の様式を加える。

様式第十一の二(第10条関係)

信 託 登 録 申 請 書

収 入
印 紙

(円)

特許庁長官 殿

1 特許番号

2 権利の表示

3 登録の目的

(平成 年 月 日)

4 申請人(受託者)
住所(住所)
氏名(名称)

(国籍)
5 代理人
住所(住所)
氏名(名称)

6 添付書面の田録
(1) 信託契約書
(2) ()

1通 (通)

(備考)
1 標題は、「信託登録申請書」と記載する。

2 「登録の目的」の欄には、「信託の登録」と記載する。

3 「申請人(受託者)又は代理人」の欄の住所の次に申請人(受託者)又は代理人の有する電話番号又はフランクジの番号をなるべく記載する。
4 その他は、様式第七の備考1から4まで、6及び8、10から13、16から18までと同様とする。

(実用新案登録令施行規則の一部改正)

第六條 実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第五項中、「移転および」を、「移転」に改め、「制限」の下に、「及び信託による実用新案権についての変更」を加え、同條第六項及び第七項中、「および」を、「及び」に改める。

(意匠登録令施行規則の一部改正)
第七條 意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
第三條第六項中、「移転および」を、「移転」に改め、「制限」の下に、「及び信託による意匠権についての変更」を加え、同條第七項及び第八項中、「および」を、「及び」に改める。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第八條 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第三條第六項中、「商標権および」を、「商標権及び」に、「移転および」を、「移転」に改め、「制限」の下に、「及び信託による商標権及び防護標章登録に基づく権利についての変更」を加え、同條第七項及び第八項中、「および」を、「及び」に改める。

(経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)
第九條 経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一條各号列記以外の部分中、「信託法(以下「法」という。)(第二條第一項)」に改める。
第一條第四号中、「信託財産」を、「信託財産に属する財産」に改める。

第一條第七号中、「事業年度」を、「信託事務年度」に改める。
第二條第一項の表第二号及び第四号の項中、「事業年度」を、「信託事務年度」に改める。

第二條第一項の表第五号の項を次のように改める。

五 信託財産 管理者	信託法(平成十八年法律第百八号)第六十六條第四項及び第六十八條の規定による保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする場合。	申請書	イ 許可を受けようとする行為の概要を記載した書面 ロ 許可を受けようとする理由を記載した書面	当該許可を受けようとするとき。
---------------	---	-----	---	-----------------